

人 口	77,645	(76 増)
男	38,940	(62 増)
女	38,705	(14 増)
世帯数	37,470	(24 増)

市民の皆さんへ市長より緊急宣言です

国の地方財政削減が進むなか、
狛江市が自立した魅力ある都市として、
これからも発展していくために

新たな財政危機突破のための 緊急行動計画を策定・実施します

——市民の皆様のご理解とご協力を——

平成 16 年 8 月 31 日 狛江市長 矢野ゆたか

国は、自らの財政赤字を減らそうと、近年連続して地方交付税を削減したうえ、今年度からは臨時財政対策債の枠の縮減や国庫補助負担金のカットなど、「三位一体の改革」のもとで、数年前までは予想もつかなかった規模での地方財政圧縮が進められています。狛江市においても、普通交付税が前年度比で平成 15 年度 4 億 1 千万円減、16 年度 3 億 7 千万円減と、連続して大幅な歳入削減が行われ、今年度はそれを補ってきた臨時財政対策債の発行枠の縮小も重なり、前年度比で 8 億 1 千万円もの減額となること、今年 7 月明らかになりました。さらに国庫補助負担金の削減も進んでいます。来年度以降もこうした傾向は続くと思われ、すでに財政調整基金の大部分を今年度の歳入不足分に充てざるを得ず、現状のままでは新年度の予算編成そのものが困難になっています。

こうした新たな財政危機に対応せず手をこまねていけば、地方自治体としての「自治」が失われる財政再建団体になりかねません。狛江市が、こうした道ではなく、自立した魅力ある地方自治体として存続し、市民福祉向上の役割を十分果たしていくためには、国による地方財政の大幅なカットという事態を乗り越えていけるだけの財政基盤の確立が不可欠です。狛江市としては、今後市民の皆様こうした事態を率直に説明し、また全庁挙げての意思統一を図り、市民、職員ぐるみでこうした危機を乗り越えていこうと、当面、国からの交付金等の大幅な削減が続くこの数年間、歳入不足解消に向けた集中的かつ効果的な対応を迅速に実施することにいたしました。

狛江市としては、第 1 に、『組織のスリム化』について取り組みます。まず、職員数の思い切った削減を図ります。今後、5 年間定年退職者等の不補充を実施し、総計 105 名の職員定数（全職員の 18%）を削減し、それに見合う組織のあり方や多様な雇用形態、あるいは施設管理、公共サービスの提供方法などを検討し、簡素で効率的な職員体制にしていきたいと思います。いままでの前例踏襲にとらわれない組織体制づくりを行います。

第 2 に、『事業のスリム化』です。各歳出の削減が求められていますが、すべての事業や契約、計画が効果的、効率的なものになっているのか、無駄はないか、凍結や改廃を含め見直しを行います。並行して、これからのまちづくりの重点事項である「まちづくり総合プラン」の財政計画見直しや放課後児童健全育成事業の将来像づくりも行います。外郭団体と呼ばれている財政支援団体についても、狛江市と歩調を合わせた経営基盤の改革をお願いしていきます。

第 3 に、『収支均衡型財政への転換』を進めます。「枠配当方式による予算編成」など予算編成の手法の改革、先ほど述べた事業のスリム化とともに、歳入の新たな確保や繰出金の抑制、補助金、負担金、扶助費等についての見直しなど、地方財政の削減が進む中でも、安定した財政運営を推進するため、収支均衡型財政への転換を図ります。補助金については、あり方も含め第三者機関による見直しを行います。

現在、各職場でこの 3 つについて具体化するための作業に集中的に取り組んでいます。今後これらをもとに、行財政改革推進本部での議論を経て、歳入不足額に見合うだけの財源確保、歳出削減を前提に、10 月中旬を目途に緊急行動計画を策定していきます。そこで定められた取り組みについては、あらためて市民の皆様にお知らせし、ご意見を伺う場を設けながら、お力添えをお願いする所存です。

もちろん、行政の支援を真に必要とする方々には、出来る限りの配慮をすることとし、市長選挙での公約実現にも、創意工夫をこらしながら全力を尽くしてまいります。それとともに、国の「三位一体の改革」から生まれたこの危機を乗り越えて、狛江市が自立した都市として存続していくためには、これまでの延長線上ではない抜本的改革が必須です。「組織のスリム化」「事業のスリム化」「収支均衡型財政への転換」に向けた行動計画の実行を、現局面の最優先課題と位置づけてまいります。

こうして、緊急行動計画をやり終えていけば、今後、職員の退職に合わせ人件費が大幅に減少するため、財源の確保ができるようになり、新たな政策を展開しながら、魅力ある狛江のまちづくりを推進することが出来るようになります。

市民の皆様には、各方面でのご協力をお願いすることになると思いますが、こうした現状や市の考え方をつぶさに理解していただくために、10 月から市民説明会を開催してまいります。また一定数お集まりいただければ、お求めに応じて職員が説明に伺います。市民の皆様からも積極的にご提案等をいただきながら、困難を突破し、21 世紀の狛江の進むべき道とともに切り拓いていきたいと思ひます。

市民が主人公の市政運営を進め、狛江の底力を発揮し、市民福祉向上という地方自治体としての責務を果たすため、狛江市も、私を先頭に、職員一同が一丸となって財政基盤の確立に向けて取り組んでいきますので、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願いするものです。

○用語解説

〔地方交付税〕 国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税

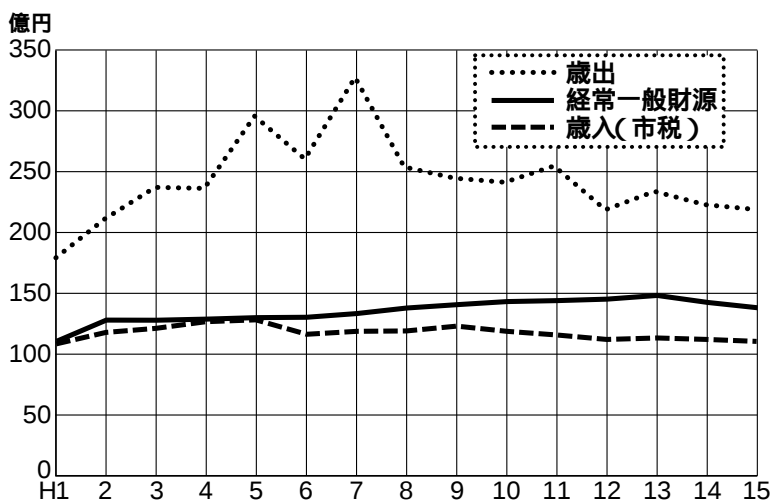
〔臨時財政対策債〕 平成 13 年度から 18 年度までの間に限り、地方一般財源の不足に対処するため特別に認められるもので、民間の借金にあたる。

〔三位一体の改革〕 所得税などの一部を地方へ税源移譲する、地方に対する補助金の削減、地方交付税の抑制を一体で行うという国の地方財政改革制度のこと。

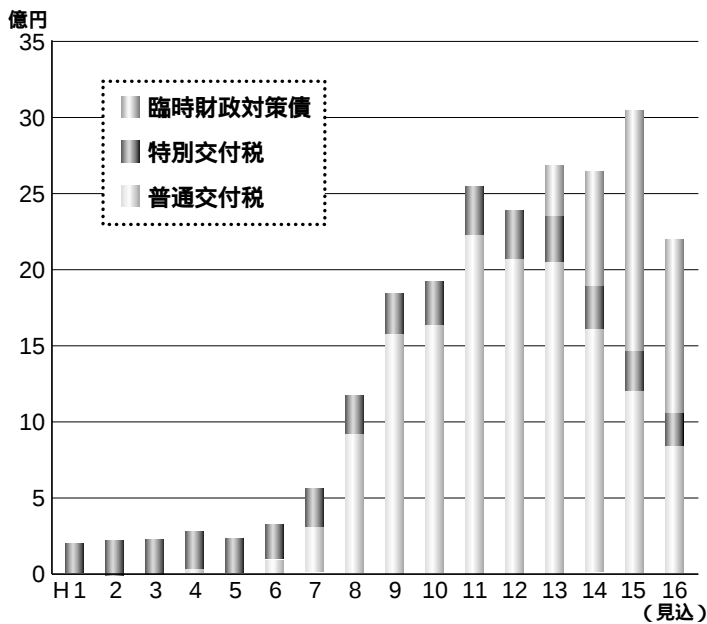
自立した行財政基盤の 確立のために

～狛江市の新たな 発展を目指して～

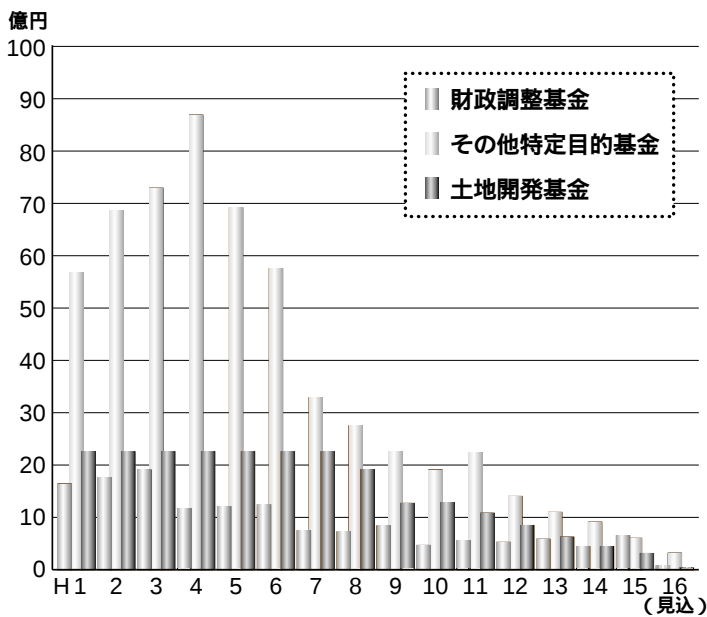
大幅な伸びが見込めない市税



地方交付税と臨時財政対策債の推移



底をつく各種基金の状況



市では、これまでに平成9・12・15年度の3回にわたり行財政改革大綱を策定し、効率的な行政運営の推進や市民サービスの向上を図るために、事務事業の見直し、組織の簡素化、定員管理および職員給与の適正化など、行財政改革を進め財政健全化に努めてきました。

しかし、税収の落ち込みや国の「三位一体の改革」による地方交付金等の急激な削減に直面し、これまでのような財政運営や行革の水準では予算編成が極めて困難になっています。

今後、歳入に見合った歳出構造へと転換させ、収支均衡型の行財政運営を確立していかなければなりません。財政基盤を立て直すに、このまま推移すれば、平成17年度には赤字団体となり、平成19年度以降には、いわば民間企業の破産に相当する「財政再建団体」に転落してしまふ危機的事態もありません。

そこで、市長より市民の皆さんに対して、8月31日付けで「緊急宣言」がされました。今後はこれに基づき、全庁一丸となってこの問題に取り組んでいきます。また、職員一人ひとりが問題意識を持つことはもとよりですが、すべての市民の皆さんにも現状をお知らせし、共通の認識に立つて、狛江市の将来について一緒に考えていただけたらと願っています。そのために、まず「狛江市財政の現状」「狛江市の歳出構造」「今後の財政見通し」「緊急行動計画の策定へ」を説明させていただきます。

〔問い合わせ〕財政課

1

狛江市財政の現状

平成15年度の狛江市決算では、経常収支比率が98・7%となっています。経常収支比率が100%を超えることは、家計で例えれば、支出が収入を上回り、預貯金等を取り崩して生活費に充てている状況です。また、起債制限比率が13・1%（20%超えると起債が制限されます）となっており、この二つの財政指標は多摩地区26市中、高い数値を示しています。

市税の減収

市税収入は、平成5年度をピークとして、その後、国が実施した税制改革や恒久的減税等の影響で低迷が続いています。とりわけ個人市民税は、平成

4年度をピークとして、バブル経済崩壊以降、減収が続いており、さらに、高齢化に伴う納税額の減など、今後も厳しい状況は続く見込まれます。

このように、市の歳入の根幹を占める市税収入は、急速な景気回復や大きな制度改正がない限り、伸びは期待できません。

国の「三位一体の改革」による影響

そのうえ、地方財政制度改革の影響によって、市の財政環境はさらに厳しい状況に突入しようとしています。骨太方針2003では、三位一体の改革を推進し、地方分権の実現をうたっています。しかしながらその「改革」は、平成16年度に向

底をつく各種基金

けた予算編成において、地方交付税が大幅に削減され、国庫補助負担金の廃止に見合う税源移譲がなされないなど、国の財政再建を優先させるやり方は全国市町村の財政運営に深刻な影響を与え、市でも、平成16年度は地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額は前年度比8億1千万円の減収となりました。

平成17年度以降もこのような状況が続けば、市の財政はかなり危機的な事態に陥ることも懸念されます。

以上のように、市における歳入の根幹である市税収入や地方交付税（経常一般財源）などが急激に減少し、歳出総額との間に大きな乖離が生まれ、さらに拡大する傾向にあります。このギャップを埋めるため、

これまで積み立ててきた基金等を投入して財源対策を講じてきました。

平成15年度決算を見ても、財政調整基金、減債基金および土地開発基金からあわせて約6億5千万円の財源補てんをしており、この分は実質的には赤字と言わざるを得ません。

平成16年度の地方交付税削減や臨時財政対策債の発行枠縮小の穴埋めや財源補てんをするために、財政調整基金、減債基金、土地開発基金ならびにその他の特定目的基金を充てましたので、基金が底をつく状況になっています。

このままでは、平成17年度の予算編成で財源不足分の穴埋めを基金ではできなくなるので、赤字になる可能性があります。したがって、歳入に見合った歳出構造を確立することは、急務となっています。

2

狛江市の歳出構造

硬直化の進む
歳出構造

硬直化の進む
歳出構造

市税収入など歳入に増収を期待できないとすれば、それに見合った水準まで歳出を削ることによって、はじめて収支の均衡が図れます。財政上大きな負担となり、硬直化の主な要因となっているのは、主に人件費、扶助費、公債費の三つです。

1 人件費 狛江市の歳出総額に占める人件費の割合は、多摩地区の他市と比較すると高い方にあります。これが歳出構造の硬直化をもたらしている要因の一つで、これまで人員削減や職員給与のカット、退職金の引き下げ等を実施してきましたが、給与体系の見

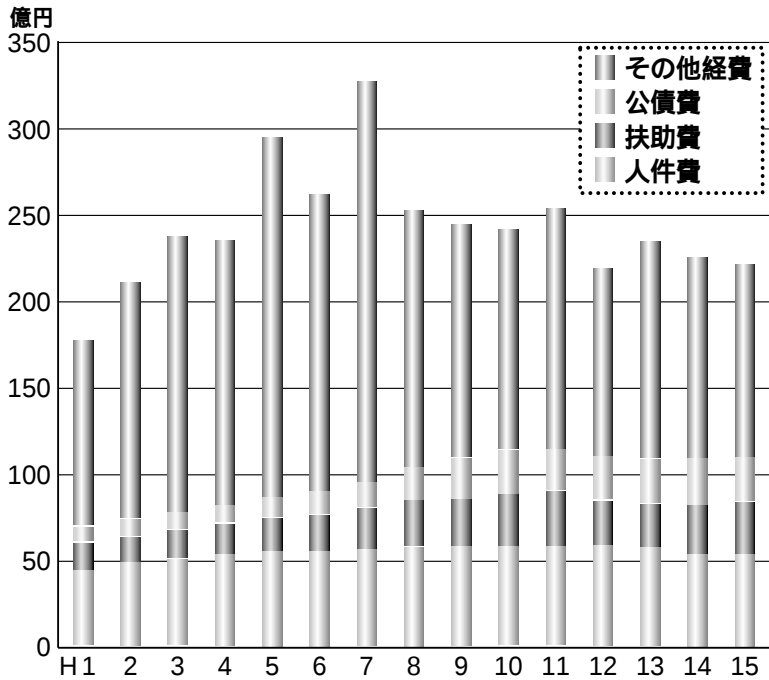
難しさがあります。3 公債費 市債発行額は、平成5年度は前年度の約14億円から150%増加して約36億円となり、平成7年度は減税補てんの発行もあって、約54億円という多額の発行となっています。これらは公共事業の集中的な実施によるものです。平成9年度以降は、起債充当できる事業を選定するなど抑制に努めた結果、市債残高は平成11年度をピークに減少傾向を見せはじめ

ました。しかし、近年地方交付税の削減に伴う臨時財政対策債の発行が、今後公債費の増加要因となることが懸念されています。4 その他経費 国民健康保険や下水道など特別会計への繰入金も年々増加し、平成14年度では平成2年度比で約2倍となっており、市の財政を大きく圧迫しています。

引く不況や高齢化の進行などにより、受給者が急速に増加して、平成3年度で4億6千万円だった生活保護費は、平成14年度には11億8千万円となり、扶助費を押し上げる大きな要因になっています。しかし扶助費の多くは、法律によって費用の負担割合が定められており、削減には

補助費等は、平成4年ごろから多摩川衛生組合（新炉建設）や三多摩広域処分組合（第二処分場建設）への負担金が増し、現在でも高い水準を維持しています。物件費は、管理経費の増など一貫して増加傾向にあり、ここ10年間で年平均約5%の伸びを示しています。

歳出規模および性質別歳出構成の推移



3

今後の財政見通し

現状のままの財政運営を続けていけば、平成17年度から平成24年度まで収支不足が発生することが見込まれ、特に、平成17年度から4年間は、経常一般財源で毎年度10億円を超える不足が見込まれます。

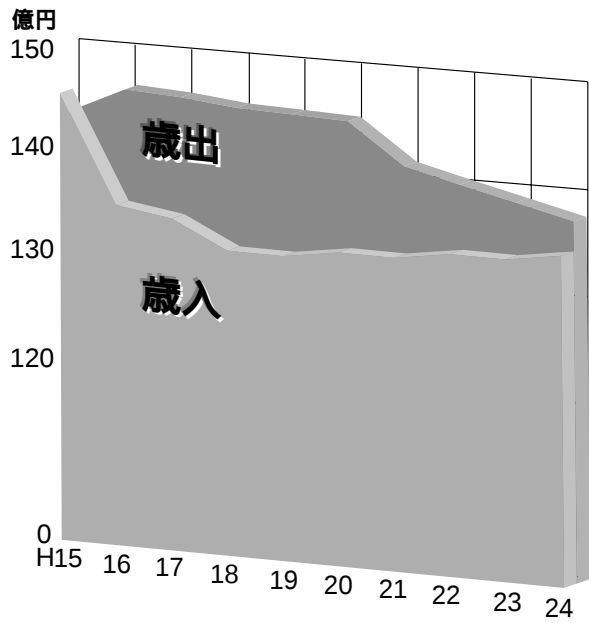
さらに、臨時一般財源の不足も見込まれ、それを追加すると不足額のさらなる増大が予想されます。こうした収支不足に対し、これまで財源不足の穴埋めに活用してきた財政調整基金等は底を

つくため、収支不足の解消には使えません。そうすると平成17年度以降には、巨額の財政赤字が累積し、平成19年度には、「財政再建団体」に転落することになります。財政再建団体は、「財政再建計画」を策定することになります。が、総務大臣の承認が必要とされ、国の強力な指導・管理のもとで、赤字額の計画的な解消を進めることになります。つまり、再建団体に転落するということは、企業に例えて言

えば倒産、会社更生法適用の事態であり、国という管財人の下で財政再建を進めていくことになります。その場合、市が独自に展開してきた事業や国の基準を上回って提供してきたサービスは原則として見直しされ、国の負担基準を市の判断で軽減しているものは国基準に戻さざるを得ません。

このことは、市政運営全般が国の管理下に置かれ、市の自主的・自立的な行政運営に大きな支障をきたすこととなり、市民生活に多大な影響を与えることが危惧されます。行政サービスの低下はもとより、実質的な地方自治の放棄につながるこ

このままでは財政破綻の危険性が
（経常一般財源ベース）



4

緊急行動計画の策定へ

行政改革推進本部の主導で、「選択と集中」を基本として、第3次行政改革のうちの「市民の要望に応えられる行政基盤の確立」と「狛江市の明日を担う人材の育成」を中心に、長期的な展望を持ちながらも、10月中に以下のビジョンをもとに緊急行動計画を策定・実施していきます。

数年間のこうした努力が積み重なることによって、確固たる行政基盤が築かれ、新たな市民生活の安定がもたえられることを目標としています。

1 組織のスリム化 官民の役割分担を見直すなど、効率的かつ効果的な行政組織を目指します。緊急行動計画の達成に向け、行政資源の選択と集中を図るため、常に環境の変化に即応して、一定の期間に関係なく、部分的、段階的に組織を見直します。

(1) 当面の退職者不補充（今後5年間、退職者不補充で通算105人の職員を削減）(2) 多様な雇用形態の検討(3) 職員数減等に対応した組織改正の検討(4) 再任用制度の見直し(5) 人材育成方針の改訂(6) 保育園の公設民営化等の具体的な検討(7) 指定管理者制度の具体的な検討(8) 公共サービス提供方法の見直し

2 事業のスリム化 聖域を設けることなく、全面的に事業の統廃合や実施形態を見直します。(1) 事業の凍結および改廃と事務改善の検討(2) 委託仕様の見直し(3) 放課後児童健全育成事業等の

市長と語る会

このことについて、広く市民の皆さんに知っていただくため、市長と語る会を開催します。

日程

月 日	時 間	会 場
10月20日(水)	午後7時～9時	中央公民館
10月24日(日)	午前10時～正午	上和泉地域センター
11月4日(木)	午後7時～9時	岩戸地域センター
11月6日(土)	午前10時～正午	野川地域センター
11月10日(水)	午後7時～9時	南部地域センター
11月21日(日)	午後1時30分～3時30分	あいとびあセンター

（問い合わせ）秘書広聴課

母子保健サービスや医療費助成等の申請や届け出の
受付窓口が保健所から市役所に変更されます

4月に粕江調布保健所が多摩府中保健所に統合されたことに伴い、手続き等市民サービスの向上のため、10月1日(金)から次の事業は市役所で受け付けます。

■母子保健サービス(低体重児の届け出と未熟児訪問指導)

体重が2,500g未満の乳児(保護者が届け出)宅に保健師等専門職員が訪問して、相談をお受けします。

【問い合わせ】健康課(348)1181

■子どもの医療費助成

未熟児の養育医療

未熟児(出生時体重2,000g以下、またはそれ以外で生活力が特に弱く一定の症状を示す乳児)が指定医療機関で受けた入院医療に要する費用を助成します(各種医療保険等を先に適用。世帯の収入により自己負担あり)。

身体障害児の育成医療

満18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等の機能障害のある方で、手術等により障害の改善が見込まれる方が指定医療機関で治療を行った場合、その医療費を助成します(各種医療保険等を先に適用。世帯員の総所得額により自己負担あり)。

小児慢性疾患医療費助成

満18歳未満で、小児慢性疾患対象疾病に罹患している方(満18歳以降も、継続して更新手続きを行った場合、20歳まで延長可能)に当該疾病の治療にかか

る医療費を助成します(各種医療保険等を先に適用。例外を除き自己負担なし)。

【問い合わせ】社会福祉課

■大気汚染健康障害者医療費助成次のいずれにも該当する方

①東京都の区域内に引き続き1年以上(3歳に満たない方は6カ月以上)住所を有する18歳未満の方②現に慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫が、これらの続発症に罹患している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方

医療費を助成します(各種医療保険等を先に適用。入院時食事療養費を除く自己負担額を助成)。

【問い合わせ】社会福祉課

■原子爆弾被爆者援護

被爆者(被爆者健康手帳をお持ちの方)①健康診断②医療の給付③手当等の支給④福祉事業被爆者の子(健康診断受診票をお持ちの方)①健康診断②医療費の助成(一定の疾病にかかり、6カ月以上の医療を必要とする時)

【問い合わせ】社会福祉課

■難病医療費等の助成(次のいずれにも該当する方)

①指定難病の方②市内に住所を有している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方④医療費助成の認定基準を満たした方

医療費を助成します(各種医療保険等を先に適用。自己負担が必要なものもあります)。

【問い合わせ】社会福祉課

行政けいじばん

市税・介護保険料の納付
および相談窓口

日曜窓口

【日時】9月26日(日)午前8時30分から午後5時まで

夜間窓口

【日時】9月30日(木)午後5時から8時まで

【場所】2階収納課

なお、平成16年度国民健康保険税(第3期分)、介護保険料(第3期分)は、9月30日(木)までに納めてください。

【問い合わせ】収納課

乳医療証が新しくなります

乳医療証が10月1日から変わります。

新しい乳医療証が交付される方は、10月1日以降も引き続き就学未満の乳幼児を養育している方で、平成15年中の所得が別表の所得基準額以下の方です。

また、10月1日からの所得制限の撤廃は、現行の4歳未満から5歳未満に引き上がります。

新しい乳医療証は、9月下旬に郵送します。

郵送します。保険未加入の方および生活保護を受けている方は交付されませんが、現在乳医療証をお持ちの方で現況届を提出していない方(平成16年4月1日以降の新規申請者を除く)未申請の方および年齢拡大によって新規の対象となる方

まだ申請していない方は、申請をしていただいてからの交付になります。

のすべての人は国民年金に加入しなければなりません。

現在、高齢者世帯の97%が何らかの公的年金を受給しており、生活の中で国民年金などの公的年金が果たす役割は非常に大きくなっています。

老後の生活を支える老齢基礎年金を受け取るためには、最低25年以上の保険料納付済期間等が必要となります。

【郵送可】

【申請に必要なもの】①乳幼児の加入している健康保険証②印鑑(朱肉を使用するもの)③平成16年1月2日以降粕江市に転入した方のみ、前住所地の区市町村が発行した「平成16年度住民税課税証明書(総所得額、除額、扶養人数等の記載されているもの)。

老後を安心して暮らすためにも必ず国民年金に加入し、保険料を納めるようにしましょう。

【問い合わせ】保険年金課

また、10月1日からの所得制限の撤廃は、現行の4歳未満から5歳未満に引き上がります。

特別養護老人ホームの
申込方法が変わります

10月1日(金)から、居宅において介護を受けることが困難な方が優先的に入所できるよう、入所方法が、申し込み順から、状況を点数にして順番を決める方法に変わります。

入所希望者は各施設へ直接申し込みください。

こまえ苑 岩戸南4-17-17
こまえ苑 岩戸南4-17-17

日本に住む20歳から60歳まで

ら

【会場】502・503会議室

【問い合わせ】企画調整課

【第4回粕江市市民参加と市民協働に関する審議会

【日時】9月25日(土)午後4時30分ごろから(市民参加と市民協働のシンポジウム終了後)

【会場】4階特別会議室

【問い合わせ】市民協働課

【第4回次世代育成支援行動計画策定委員会

【日時】9月21日(火)午後6時30分から

【会場】粕江市役所小田急線高架下分室103・104会議室

【問い合わせ】児童福祉課

【第6回次世代育成支援行動計画ワークショップ市民協議会

【日時】10月2日(土)午後1時30分から

【会場】粕江市役所小田急線高架下分室103・104会議室

【問い合わせ】児童福祉課

【第166回東京都都市計画審議会

【日時】10月21日(木)午後1時30分から

【会場】都庁

事前抽選により15人まで傍聴可。審議案件の照会は、都庁ホームページ(<http://www.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。

【申し込み・問い合わせ】往復はがきに住所・氏名・電話番号を記入のうえ、9月30日(木)必着)までに〒163-8001

東京都都市整備局都市計画課(5388)3225へ。

審議会等の公開

【第11回粕江市基本計画策定委員会

【日時】9月30日(木)午後7時か

裁判員制度をご存じですか

今年5月に裁判員制度に関する法律が成立し、公布の日(5月28日)から5年以内に施行されます。

裁判員制度は、刑事裁判において、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを、国民の皆さんが裁判官と一緒に決める制度です。この制度により、裁判

所(3581)5411

体験団体(家族)活動

および宿泊助成

東京の島で宿泊し、団体や家族で体験活動をする観光客に、活動費用と宿泊費用の一部を助成します。また、観光客に対し、宿泊費用の一部を助成します。

なお、体験団体(家族)活動助成は、5,000人に達した時点、宿泊助成は、2万7,000人に達した時点で終了します。ご了承ください。

〔助成対象要件〕 体験団体(家族)活動 都内在住者(在勤、在学者を含む)で、5人以上の団体または家族 宿泊観光客(助成期間)平成17年1月31日まで(助成金額)体験団体(家族)活動 1人1島2,000円 宿泊 1人1旅行1島1泊3,000円(申込方法)来島を希望する観光協会等に電話で申し込みください(利用方法)来島したときに観光協会または村役場で助成券の交付を受けて

健康と衛生

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕10月4日(月)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あ

いとびあセンター(対象)平成15年3月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ 対象者には個別に問診票が送付されます。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

■3歳児健康診査

〔日時〕10月14日(木)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター(対象)平成13年9月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証 対象者には個別に問診票が送付されます。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

健康相談

Health

■育児相談

育児に関する悩みや相談、もちろなお母さん自身の心や体のことなどお気軽に相談ください。

教室

Health

■ママ・パパ学級

現在第1子妊娠中のお母さん・お父さんのための講座です。妊娠中の生活、出産、育児について学びながらお友だちづくりをしませんか。

〔会場〕あいとびあセンター(申し込み・問い合わせ)健康課(3488)1181へ。

■育児学級

5～6カ月の赤ちゃんのいるお母さん・お父さんを対象に、赤ちゃんの保育についての話と離乳食の試食を行います。民生委員の協力で、受講中は赤ちゃんをお預かりしますので、お気軽に参加ください。



〔日時〕10月7日(木)受付時間午後1時～1時20分(3時30分終了予定)(会場)あいとびあセンター(持ち物)母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など

〔申し込み・問い合わせ〕健康課(3488)1181へ。

■講演会「ちよっと気になるお尻の話―血便を伴う病氣(痔・大腸がん・大腸ポリープ)―

〔日時〕9月29日(水)午後3時～4時30分(会場)あいとびあセンター(講師)飯野年男さん(慈恵第三病院外科)

〔申し込み・問い合わせ〕15日(水)から健康課(3488)1181へ。



休日診療

〔会場〕あいとびあセンター(診療日)19日・20日・23日・26日

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

○休日応急診療所

○休日歯科応急診療所

○休日診療薬局

○泊江消防署

24時間医療機関案内



○ひまわり

○インターネットhttp://www.himawari.net

ro.tokyo.jp/



- その 128 -

天然記念物淡水クラゲ 昭和21年8月末、現泊江高校玄関付近にあった砂利穴から淡水クラゲが見つかった。

直径約15ミリ、白く透き通った淡水クラゲは、日本では大正時代に三重県津市で発見され、まもなく見られなくなつてからしばらくぶりの発見であつた。

しかしこの時に発見された淡水クラゲは、以前発見されたイセアナではなく、別の種類のソエルビーだった。

ソエルビーは中国大陸や北米ミシシッピ川流域などに生息するもので、それがなぜ泊江で発見されたのか不思議であつた。

その後、淡水クラゲは日本各地で発見されるようになり、泊江周辺でも、昭和34年に、東京重機工業の円形防火用水と、世田谷区大蔵町の新東宝映画撮影所のセット用プールでも発見されている。

そこで、中国からの復員者がポリプを衣服につけて持ってきたのか、進駐軍が駐留地に荷物を運び込むときに被せてきたシートについていた胞子が飛び散つたのだろつかという話が識者の間でしきりだった。

泊江の淡水クラゲはその後数年間毎年発生していたので、しばらくぶりの発見と珍しいこともあつて、昭和26年6月に国の天然記念物に指定された。しかし指定3年後には姿を消してしまつた。

その後、砂利穴の周囲にはたくさんのバラが植えられて町民に開放された。だから人々はそこをバラ園と呼び、よい香りが漂つたが散策を楽しんでいた。昭和40年代に入つても淡水クラゲは再び戻つてこなかった。そこで昭和44年12月に、国は天然記念物の指定を解除することにした。

ところがその前月、3人の中学生が、砂利穴に隣接する東京都水道局用地内の池でたくさんの淡水クラゲを発見し、中学校の先生に話したところ、間違ひなく淡水クラゲであることを確認した。

しかし時すでに遅く、前年に東京都水道局泊江浄水場が廃止されていたため、その池を埋め立てて水道資材置場にする工事を始めていた。

その時、砂利穴には生息していなかったため、指定解除はやむを得ないにしても、隣にある新たに発見された池を指定してくれないかとお願いしてみたが、淡水クラゲは方々で見つかつているからいまさら指定できないというところで指定は見送られ、池は完全に埋め立てられて水道資材置場になった。

一方最初に発見された砂利穴の方も再び淡水クラゲの姿を見ることがなく、昭和47年には都立泊江高校建設用地として埋め立てられ、バラ園とともに市民の記憶から遠ざかつていった。

しかし古い地図を見ると、淡水クラゲ発生地の文字がいまなおその面影をとどめている。

井上 孝

(泊江市文化財専門委員)

インフォメーション

お知らせ

■市民参加と市民協働のシンポジウム

〔日時〕 9月25日(土)午後1時30分～4時〔会場〕中央公民館
〔内容〕ポスターセッション・意見交換
〔問い合わせ〕市民協働課

■腐葉土の無償配布

市内公園内の落ち葉、せん定枝チップ等を利用して作った腐葉土の無償配布をします。
〔日時〕 9月24日(金)午前9時～午後4時〔会場〕西河原公園
腐葉土を入れる袋と袋詰めは各自、無くなり次第終了します。
車での来園は遠慮ください。
〔問い合わせ〕環境改善課

■都立府中朝日養護学校「学校公開」

〔日時〕 9月22日(水)午前9時15分～正午〔内容〕授業見学、学校概要説明
〔問い合わせ〕都立府中朝日養護学校 ☎042(335)6111

■司法書士によるクレジット・サラ金・ヤミ金等無料相談会
〔日時〕 10月3日(日)午前10時～午後4時〔会場〕東京厚生年金

健康づくりセンターサンピア多摩

〔申し込み・問い合わせ〕東京司法書士会多摩支会 ☎042(527)1919(月)金曜日の午前10時～午後2時)へ。

■第39回 TERRA 塾市民講座「洋蘭おもしろセミナー」

〔日時〕 9月25日(土)午後3時30分受け付け、4時開講、6時まで〔会場〕泉龍寺別院〔内容〕「洋蘭」の歴史、文化、楽しみ方をエッセー風に紹介、身近で楽しむ育て方の極意など〔講師〕大場良一さん(参加費)300円(予約不要)

〔問い合わせ〕粕江のまちを考える会・稲田 ☎(3480)7815

■若葉会会食会

〔日時〕10月5日(火)正午から〔会場〕あいとびあセンター〔会費〕500円〔対象〕70歳以上(先着50人)
〔申し込み・問い合わせ〕藤田 ☎(3480)2640へ。

■こまえ楽市

〔日時〕 9月26日(日)午前10時から準備のため、25日(土)は正午

催し

■岩戸地域センター利用者発表会

〔日時〕 9月26日(日)午前10時から準備のため、25日(土)は正午

から休館します。

岩戸地域センター利用者発表会	
会 場	内 容
2 階会議室 (喫茶コーナー)	コーヒー・紅茶・お菓子・軽食
(作品展示)	書道・絵画・手芸染色・岩戸町会環境衛生部
図書室 (作品展示)	山野草・フラワーアレンジメント・木目込人形・折り紙の会
地下会議室	祭りばやし・舞踊・カラオケ・着付・手品・演劇・民謡
屋外	野菜・花・野草会の即売会

〔問い合わせ〕岩戸地域センター ☎(3488)7040

■第5回全国源流シンポジウム

椎名誠さん(作家)の記念講演ほか〔日時〕10月2日(土)午後1時から〔会場〕東京農業大学都市河川のルーツをたどる旅・多摩川河口巡りなどの体験型イベント〔日時〕3日(日)午前9時～午後3時〔コース〕多摩川河口等3コース(定員)20人

25人 昼食持参、シンポジウム初日に参加申し込みが必要です。

〔問い合わせ〕全国源流ネットワーク・中村 ☎0428(87)7055

■こまえ楽市

〔日時〕 9月26日(日)午前10時～午後3時〔場所〕市役所前市民ひろば(出店受け付け)店舗・フリーマーケットとも16日(木)・17日(金)(定数になり次第締め切り)

〔問い合わせ〕こまえ楽市の会・山岸 ☎(3480)2074

■粕江ともしび音楽隊高齢者支援チャリティー歌謡ショウ「想いの昭和」

〔日時〕 10月2日(土)午後零時30分開場、1時30分開演〔会場〕エコルマホールチケット1,000円 ミュージックショップ森のつた ☎(3489)0628にて販売

〔問い合わせ〕宇賀神 ☎090(7272)9786

■第15回粕江市舞踊大会

〔日時〕 10月3日(日)午前11時～午後4時30分〔会場〕エコルマホール〔内容〕新舞踊・日本舞踊・民謡舞踊等の発表会

〔問い合わせ〕粕江市舞踊連盟・海野 ☎(3489)4633

■第29回邦楽の集い

〔日時〕 9月26日(日)午前10時開場・10時30分開演〔会場〕エコルマホール〔内容〕民謡・舞踊・小唄・端唄・囃子・箏曲・詩吟など15団体による発表会

〔問い合わせ〕粕江市邦楽連盟・西牧 ☎(3489)8673

募集

■あいとびあセンタープール個人開放・利用登録者

〔登録期間〕10～3月〔利用日・対象〕①月・火曜日午前、高齢者(65歳以上)②木曜日午前、機能訓練・障害者個人(難病者含む)(定員)介護者を含め各70人

〔申し込み・問い合わせ〕9月

15日(水)～27日(月)(土・日曜日、祝日を除く)に社会福祉課または社会福祉協議会 ☎(3488)0294へ。

■成人式企画実行委員

平成17年1月10日(祝)に行つ成人式の企画・立案から実施までを協力していただける方を募集しています。

〔対象〕平成16年度新成人(昭和59年4月2日～60年4月1日生まれ)

〔申し込み・問い合わせ〕社会教育課へ。

■会食会の参加者(新規10～3月)

〔対象〕一人暮らし、日中独居または高齢者のみの世帯に属する高齢者で自力またはボランティアの協力を得ることにより会食会に参加できる方(1人につき1会場まで)(自己負担金)1回500円(申込期間)9月15日(水)～22日(水)

■会食会日程

会 場	曜 日	募集人員	問い合わせ
中央公民館	第4火曜日	若干名	ときの会・松本 ☎(3480)0346
あいとびあセンター	第2金曜日	若干名	エプロン会・野本 ☎(3489)5287
南部地域センター	第2金曜日	10人程度	グループ・アイ・増尾 ☎(3480)9552

〔申し込み・問い合わせ〕電話で各グループ担当者へ。

掘り出された先人のくらし

(3)中世の溝と墓

市内では原始・古代の集落跡が数多く見つっていますが、中世以降のムラの様子はよく分かっていません。

古代までの住居は地面を大きく掘り窪め床とする竪穴住居が主体であるのに対して、中世以降は柱の穴だけを掘り込む竪穴柱建物(竪穴柱建物)が主体となるため、発掘調査では建物の痕跡が見つかり難くなることが大きな原因です。

しかし、市内の発掘調査では中世に残されたと考えられる溝、墓跡などがみつかることがあります。

田中・寺前遺跡では大規模な溝、井戸、竪穴状遺構のほか土坑や地下式坑など墓跡と考えられる掘り込みが見つかっています(写真)。出土した陶磁器や銭貨から、中世末頃にこの地に何らかの屋敷が存在したようです。

また、当時の墓跡である地下式坑は市内各所の発掘調査で見つかり、具体的なムラの姿を復元することは困難ですが、当時の土地利用の広がりを示す資料は次第に増えつつあります。
〔問い合わせ〕社会教育課



み|ん|な|で|支|え|る|介|護|保|険|⑤

介護保険給付サービスその2 福祉用具貸与・購入と住宅改修
在宅で生活を続けていくために、車いす、介護ベッド、歩行器などの福祉用具の貸与(レンタル)を費用の1割負担で受けることができます。ケアマネジャーをおして貸与の手続きをします。
なお、腰掛け便座、入浴補助用具など衛生上貸与に適さないと思われる福祉用具については購入が認められています。直接販売店で購入し、領収証とカタログを持って市役所に申請すると、9割分が戻ってきます。同一年度では合計10万円が限度であり、同種類のものは購入できません。購入する前に市役所に相談ください。

また、介護保険を使ってすりの取り付け、段差解消、引き扉への取り替え、洋式便器への取り替えなど、住宅改修工事をする事ができます。1人につき20万円が限度であり、9割分を介護保険で負担します。希望する際は、ケアマネジャーまたは市役所に相談をし、手続きください。
〔問い合わせ〕高齢福祉課



図書館

中央図書館

☎ (3 4 8 8) 4 4 1 4

■秋の文学散歩 (日時)10月28日(木)午前8時30分市役所集合 (定員)40人(参加費)300円(入館料等、当日徴収。65歳以上の方は無料)(行き先)神奈川県立歴史博物館(ボランティア

アの説明付き)(申し込み)9月29日(水)午前9時30分から中央公民館 定員を超えた場合は抽選 抽選前の電話申し込み不可。

南部地域センター

☎ (3 4 8 9) 2 1 5 0

■なんぶおはなし会 (日時)9月17日(金)午後3時30分から(対象)幼児・小学校低学年(絵本)きょうはみんなでクマがりだ(おはなし)二人のおさこはん(折り紙)テーブル、いす

子育て



和泉児童館

☎ (3 4 8 0) 1 4 4 1

■図工クラブⅡ期 (9月25日～12月11日) (活動日)隔週土曜日午前10時～11時30分 (対象)小学校2～6年生(定員)20人(申し込み)15日(水)21日(火) 多数抽選

岩戸児童センター

☎ (3 4 8 9) 5 4 1 4

■中高生CLUB「ONLY ONE」(活動日)毎月第

1土曜日午後3時～5時(対象)中学・高校生(内容)スポーツ活動・ご飯作り・交流活動など 随時受付中。実費負担あり。

駄倉保育園

☎ (3 4 8 9) 2 4 4 1

■園庭開放 (日時)9月21日(火)午前9時40分～11時(雨天翌日)(持ち物)着替え・タオル等 親子とも汚れてよい服装で。

多摩川保育園

☎ 0 4 2 4 (8 3) 4 6 6 7

■運動会 (日時)10月2日(土)午前8時40分～正午(雨天順延)

秋の全国交通安全運動

9月21日(火)～30日(木)

～おもいやり 人に車に この街に～

平成16年7月末までの調布警察署管内で発生した交通事故発生件数は、3,200件(人身・物損)です。このうち人身事故810件で、死亡事故3人(前年1人)、重傷10人(前年5人)、軽傷900人(前年933人)でした。

この機会に、交通事故防止について考え、一人ひとりが交通ルールとマナーを守り、事故のない安全なまちをつくりましょう。

期間中、調布警察署や安全協会、各種団体の協力を得て、交通安全キャンペーンを行います。また、9月24日(金)から30日(木)まで、小学生交通安全ポスターを市役所2階フロアで展示します。[問い合わせ] 管理課

- 重点目標
- ①二輪車の交通事故防止
 - ②高齢者の交通事故防止
 - ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進
 - ④シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

①二輪車の交通事故防止



二輪車運転時には、スピードの制限、無理な追い越しをしない、前方を注視するなど、家族が一声かけて注意を喚起しましょう。

また、自転車を利用する時は、無灯火・並列走行、携帯電話で話しながら等の迷惑、危険な乗り方は絶対にしないように習慣付けましょう。

②高齢者の交通事故防止

高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動の徹底を

図ります。

高齢者自身による運動・運転能力等の確かな認識に基づく安全行動の実践



高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者、高齢運転者に配慮した安全運転の徹底 高齢歩行者・電動車いす利用者に対する交差点等における保護・誘導活動の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールの理解向上

あんしん歩行エリア、シルバースーン等を中心とする高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

③夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進

日没時間の急激な早まりと、夜間時間帯の長時間化とともに多発する夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、飲酒運転等、悪質・危険な運転の追放を図ります。

歩行者・自転車利用者の反射

材用品等の活用の促進

自転車歩道通行時の安全走行や前照灯の点灯など安全利用の促進



自動車の前照灯の早期点灯の促進

飲酒・暴走運転、運転中の携帯電話等使用などの危険性の理解を重点とする運転者教育の推進

地域、職場、家庭等における飲酒運転等、悪質・危険な運転をさせないための環境づくりの促進

交通安全総点検等による夜間危険箇所の抽出など、道路環境整備の促進

④シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト非着用者は依然として高い割合を占めていることから、後部座席を含めてシートベルト着用の必要性および効果を訴え、その指導・啓発を徹底します。

シートベルトとチャイルド

シートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進



シートベルトの運転席および助手席における着用の促進 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取り付けの徹底



乳児用 幼児用 学童用

チャイルドシートの安全性に関する情報提供の促進

放置のないきれいなまちへ 市では、放置禁止区域内の放置自転車の撤去と監視・指導を毎日実施しています。 また、調布警察署は、駅周辺の自動二輪車と車両の駐車違反の取り締まりを引き続き実施します。